26 7/27

業者特定理由書

名称	宮の沢変電所高配変圧器修理
特定業者	株式会社　東芝 北海道支社
（特定機種）	高配用変圧器（ガス絶縁変圧器）
特定理由	本件は、東西線宮の沢変電所に設備されている1号高圧配電用変圧器においてガス密度スイッチが故障したため、当該部品の交換修理およびこれに付随する試験調整等を行うものである。 標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、製造会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

7128

業者特定理由書

名称	鉄北：中の島変電所回生用蓄電池点検業務
特定業者	カワサキモータース㈱
（特定機種）	南北線回生電力貯蔵装置内　回生用蓄電池
特定理由	本業務は、鉄北変電所及び中の島変電所に設置されている回生電力貯蔵装置において、回生用蓄電池の劣化診断及び点検を行うものである。 標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、製造会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。 ※カワサキモータース㈱は親会社である川崎重工業㈱北海道支社との間で吸収分割契約を実施し、令和３年１０月からニッケル水素電池に関する事業の事業移管を受けている
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

267136

業者特定理由書

名称	南車両基地既設転てつ器強度確認業務
特定業者	川崎車両株式会社　北海道支社
（特定機種）	
特定理由	本業務は、南北線車両重量増加の検討に伴い既設転てつ器の強度確認を行うものである。 札幌市交通局は、独自の仕様により川崎車両株式会社が設計・製造したゴムタイヤによる中央案内軌条方式の車両及び軌道を運用している。そのため、既設転てつ器の強度確認を適正に遂行するためには、当該業者が占有する知識・技術等を必要とする。 よって、当該業者でなければ本業務の実施が見込めないことから、当該業者を特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

26 7138

業者特定理由書

名　　称	可動式ホーム柵(三菱製)南北線オーバーホール
特定業者	三菱電機プラントエンジニアリング㈱東日本本部北海道支社
(特定機種)	可動式ホーム柵
特定理由	標記業務は、札幌市交通局が独自の仕様により三菱電機㈱が製造した可動式ホーム柵に用いられている専用部品を整備するものである。 標記業者は製造者である三菱電機㈱製品の保守・修理・整備に関するメンテナンス業務を事業としているグループ会社であり、標記業務について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 本業務は、製造者が設定した業務手順・作業方法によらなければ整備後の機器が適正に作動しないおそれがある。 また、当該機種は、一般流通品(汎用品)ではなく製造者以外のものでは知り得ない知識・情報等を必要とするため特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7143

業者特定理由書

名称	東基地変電所自家発電設備整備
特定業者	富士電機株式会社　北海道支社
（特定機種）	
特定理由	本件は、札幌市高速電車東西線東基地変電所に設置された自家発電設備の点検整備を行うものである。 本設備は非常時に東基地内に非常用電源（非常照明、通信信号関係電源、消火ポンプ電源等）を供給する重要設備であり、消防法で設置・点検が義務づけられている設備である。 標記業務の履行にあたっては、製造会社（富士電機株式会社）占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

267144

業者特定理由書

名　　称	南北線高架部橋脚耐震補強等検討業務
特定業者	中央復建コンサルタンツ株式会社　札幌営業所
（特定機種）	
特定理由	【特定業者と契約する理由】 本業務は、地下鉄南北線高架部（南平岸～真駒内間）において、サイト特性を考慮して算定した基盤設計地震動および所要降伏震度スペクトルを用いて、構造物の応答特性を踏まえた損傷シナリオを推定し、安全性及び復旧性の確保に資する最適な補強対策案を検討することを目的とし、実施するものである。 標記業者は、これまで2024年度における同高架部の耐震補強予備設計業務を受注しており、対象構造物の特殊性に精通し、サイト特性地震動の算定にも関わっていることから、歩掛低減および打合せ回数の省略が可能となる。したがって、特命随意契約とすることで一般競争入札と比べ約3割程度低廉な金額にて積算が可能となることから、標記業者と特命随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号

267147

業者特定理由書

名　　称	東西線配電線更新工事(南大通変電所～東札幌変電所～白石駅) 切替管理業務
特定業者	株式会社　北海道ジーエス・ユアサ サービス
(特定機種)	地下鉄施設の配電線及び受変電設備
特定理由	本業務は、別途発注の東西線配電線更新工事（南大通変電所～東札幌変電所～白石駅）に伴い、配電線の新旧切替を行う際の既設受変電設備の停電・復旧操作、その他必要な措置、工事中の電力設備の監視・異常時の復旧対応及び配電線敷設等に伴う工作車の運転を行うものである。 本業務の対象となる既設受変電設備は、通年業務委託（受変電設備保守業務）による保守契約の対象機器であり、本業務による操作個所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するにあたり、責任の所在を１社に限定する必要があり、異常発生時の復旧対応には現場の状況を把握した有資格者による工作車の運転手が必要であることから、本業務を通年業務委託の受託者である標記業者に履行させる必要がある。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号

267148

業者特定理由書

名　　称	東豊線9000形車両VVVF装置修理業務
特定業者	（株）日立製作所　北海道支社
（特定機種）	
特定理由	本業務の対象であるVVVF装置は東豊線9000形車両の制御装置を構成する部品であり、業務の履行にあたってはメーカーである(株)日立製作所が保有するVVVF装置の設計・保守に関する技術及びシステム一体としての総合機能試験に関する技術・試験装置等が必須であり、履行可能な業者が標記業者１者に特定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

267159

業者特定理由書

名称	南車両基地上下式転てつ器調査設計業務
特定業者	川崎車両株式会社　北海道支社
（特定機種）	
特定理由	本業務は、南北線車両重量増加の検討に伴い上下式転てつ器の更新・改修範囲の検討を行うものである。 札幌市交通局は、独自の仕様により川崎車両株式会社が設計・製造したゴムタイヤによる中央案内軌条方式の車両及び軌道を運用している。そのため、既存の車両及び軌道に適合する転てつ器を新設するためには、当該業者が占有する知識・技術等を必要とする。 よって、当該業者でなければ本業務の実施が見込めないことから、当該業者を特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

26 7161

業者特定理由書

名称	地下鉄真駒内駐車場　電子決済システム修繕業務
特定業者	アマノ株式会社　札幌支店
特定理由	当該駐車場の機器運用保守業務については、地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に基づき、当該駐車場機器に係るシステムは開発業者（アマノ㈱）が保有するものであること等を理由に、アマノマネジメントサービス株式会社（アマノ㈱の子会社）に特命して随意契約（通年委託業務）を行っている（別紙あり）。 このため、出口精算機及び定期券更新機の電子決済システム修繕に係る必要物品の購入や同社独自のシステム操作については、同社へ全て依頼する必要があるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号 ~~札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第２項~~

267166

業者特定理由書

名称	東西線8000形車両日立製VVVF装置論理部改修
特定業者	㈱日立製作所　北海道支社
（特定機種）	
特定理由	VVVF装置は架線からの直流電流を三相交流に変化させ電圧・周波数の制御を行う装置である。これにより車両の動力である主電動機を回転させることで車両の速度制御を行う。 本案件の対象装置は本市の仕様に基づきメーカーが設計・製作したものである。よってメーカーが設定した業務手順や作業方法でなければ機器が適正に動作しない可能性がある。また、当該装置は一般流通品ではないため各種調整値などメーカー占有の知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

267167

業者特定理由書

名称	東西線8000形車両日立製VVVF装置VID基板改修
特定業者	㈱日立製作所　北海道支社
（特定機種）	
特定理由	VVVF装置は架線からの直流電流を三相交流に変化させ電圧・周波数の制御を行う装置である。これにより車両の動力である主電動機を回転させることで車両の速度制御を行う。 本案件の対象装置は本市の仕様に基づきメーカーが設計・製作したものである。よってメーカーが設定した業務手順や作業方法でなければ機器が適正に動作しない可能性がある。また、当該装置は一般流通品ではないため各種調整値などメーカー占有の知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

267169

業者特定理由書

名　　称	東豊線大通駅５５１転てつ器リミットスイッチ二重化改修	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
特定理由	製造業者と同等の技術・知識を有すると認められる標記業者占有の技術及び知識（標記業者のみが所有する設備・装置・機器等）が必要であるため、特定することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	上下式転てつ器（東豊線大通駅５５１転てつ器）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の線路設備（進路を切換える分岐装置）
	上記設備等の製造者	川崎車両㈱
	業務内容	上記設備の動作制御を行うためのリミットスイッチを増設し二重化とする改修を実施する。
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （製造者は本市地下鉄専用の自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする業務体制としており、標記業務について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本設備は本市独自の仕様により川崎車両㈱が設計・製造した特殊設備であり、一般流通品（汎用品）ではないことから、本改修作業にあたっては製造者のみが保有する本設備に関する知識・図面等が必要であるため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

26712

業者特定理由書

名　　称	バスセンター前駅特別清掃業務
特定業者	株式会社シムス
（特定機種）	
特定理由	本件は、バスセンター前駅コンコース、ホーム、各出入口の壁面、吊り下げ器具の清掃を行うものである。 照明器具、壁等の清掃については通年業務委託による駅舎清掃業務の対象となっている一方で、定期清掃の回数が限られており経年による汚れを完全に落としきれない状況となっていることから、当該業務を新たに発注する必要がある。 一方、当該駅は現状でも駅舎清掃業務（白石清掃区）の対象であることから、標記業者を特定することで、人員や清掃用具を新たに手配する必要がなくなる。また、通常の清掃と今回の特別清掃の対象は重複する部分もあることから、標記業者を特定することで、清掃範囲の境界や重複等を意識することなく効果的に清掃業務を行うことができる。 加えて、当該箇所に係る清掃作業時の駅舎設備の故障及び破損、汚損を防ぐための養生の実施、並びに事故発生時の原因及び責任特定の観点などを考慮した場合、履行可能業者が駅舎清掃業務（白石清掃区）の受託者１者に限定する必要があるため、標記業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

267184

業者特定理由書

〔設備保守等業務委託〕 2関連要件

名称	東豊線案内表示設備オーバーホール	
特定業者	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸｺﾈｸﾄ株式会社 現場ｿﾘｭｰｼｮﾝｶﾝﾊﾟﾆｰ 東日本社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、特定することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	旅客案内表示設備
	上記設備等の用途・性能 **※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可**	地下鉄駅のホーム・コンコースなどにＬＥＤマトリックスユニットや液晶モニタを設置して、同装置を用いて旅客に対して列車の発時刻や運行状況などの運行案内情報を提供する装置である。
	業務内容	案内表示設備の主要部品交換及び試験調整
	業務の履行に必要な要件とその事由	当該業務は通年業務委託（自動案内放送・集中監視装置保守）による保守契約の対象範囲外ではあるが、本業務による施工個所と保守業務の履行個所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要がある。また、標記業務の履行にあたっては、製造メーカーである標記業者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めない。以上のことから標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

＊すべての要件を満たす者が他にないことを確認済みである。

267190

業者特定理由書

名称	平岸駅特別清掃業務
特定業者	株式会社シムス
(特定機種)	
特定理由	本件は、平岸駅の各出入口、天井及び照明器具、側壁等の清掃を行うものである。 照明器具、側壁等の清掃については通年業務委託による駅舎清掃業務の対象となっている一方で、定期清掃の回数が限られており経年による汚れを完全に落としきれない状況となっていることから、当該業務を新たに発注する必要がある。 一方、当該駅は現状においても駅舎清掃業務（南清掃区）の対象であることから、標記業者を特定することで人員や清掃用具を新たに手配する必要がなくなる。また、通常の清掃と今回の特別清掃の対象は重複する部分もあることから、標記業者を特定することで、清掃範囲の境界や重複等を意識することなく効果的に清掃業務を行うことができる。 加えて、当該箇所に係る清掃作業時の駅舎設備の故障及び破損、汚損を防ぐための養生の実施、並びに事故発生時の原因及び責任特定の観点などを考慮した場合、履行業者を駅舎清掃業務（南清掃区）の受託者１者に限定する必要があるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第2号

26 7191

業者特定理由書

名称	ひばりが丘駅転てつ器走行路き裂対策検討業務
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
（特定機種）	
特定理由	本業務は、札幌市交通局高速電車線路設備である転てつ器の構造に関わる部分の修理を行うための検討業務である。 当該機器は、札幌市交通局独自の仕様により川崎車両㈱（川崎重工業㈱）が設計・製造したものであるため、業務の履行にあたっては川崎重工業㈱が占有する知識・技術等を必要とする。なお、川崎重工業㈱のグループ会社である標記業者は、川崎車両㈱（川崎重工業㈱）との個別請負契約により本市転てつ器等に関する業務の一部（転てつ器部品の整備を含む）を移管されている。 以上の理由より、標記業者でなければ当該業務の実施が見込めないことから、標記業者を特定いたしたい。 【参考】 個別請負契約：川崎重工業（株）と札幌川重車両エンジニアリング（株） 承継会社：川崎重工業（株）➡川崎車両（株）
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

267194

業者特定理由書

名称	光星変電所22kV遮断器修繕
特定業者	株式会社東芝　北海道支社
（特定機種）	
特定理由	本件は、東豊線光星変電所に設置された2号整流器用遮断器の故障に伴い、修繕を行うものである。 標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、製造会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	・地方公営企業法施行令第21 条の13第1項第2号

7198

業者特定理由書

名称	中の島変電所直流高速度真空遮断器部品交換
特定業者	株式会社明電エンジニアリング　北海道支店
(特定機種)	
特定理由	本件は、南北線中の島変電所に設備している直流高速度真空遮断器について、オーバーホールに準じた部品交換を行うもの。 業務の履行にあたっては、製造会社（株式会社明電舎）占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がグループ会社の明電エンジニアリング（製造会社の機器の保守、故障対応、修理を行っている）の１社に限定され、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。 ※上記製造会社（株式会社明電舎）は、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、特定業者は標記業務について製造会社と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

26721 0

業者特定理由書

名称	麻生移動変電所HSVCB健全性調査業務
特定業者	株式会社　日立製作所　北海道支社
（特定機種）	
特定理由	麻生移動変電所のHSVCBには、南北線中の島変電所など4箇所（計16台）のHSVCBに流用可能な部品が含まれているため、本業務において健全性を調査した上で予備品化する。 標記業務の履行にあたっては、製造会社（株式会社日立製作所）占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

26 7 211

業者特定理由書

名　　称	東西線8000形車両前照灯LED化検討業務
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱
（特定機種）	
特定理由	本件は東西線8000形車両の前照灯（前部標識灯）のLED化に向けた検討・設計業務である。 本業務の履行にあたっては、東西線8000形車両の車体及び艤装に関する知識や技術等を必要とし、履行可能業者が保守指定会社１者に限定される。 したがって、車両製造会社である川崎重工業株式会社から車両保守業務等事業について承継した川崎車両株式会社より保守専門会社の指定を受け、業務範囲の検車業務、車両の改修・整備、車両部品を受託している標記業者に特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

7215

業者特定理由書

〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	南北線5000形車両　照明装置更新	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	照明装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	当該装置は、客室内及び乗務員室内の照明装置である。
	上記設備等の製造会社	川重車両テクノ㈱
	業務内容	車両に実装されている客室灯及び乗務員室灯をLED灯へ交換を行うもの。
	上記設備等の製造会社と特定業者との関係	グループ会社
	業務の履行に製造会社占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本業務で設置する照明装置は、製造会社が設計・製作したものであり、一般流通品（汎用品）ではない。本業務の履行にあたっては、艤装配線の施工など製造会社が指定した作業方法によらなければ機器が適正に動作せず、製造会社以外の者では知り得ない知識、情報等を必要とする。 標記業者は製造会社のグループ会社であり、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録のある業者のうち、製造会社から当該作業に係る知識・技術を提供されている唯一の業者であるため、特定する必要がある。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

7222

業者特定理由書

名称	東西線剛体電車線支持物修繕
特定業者	日本電設工業株式会社 北海道支店
（特定機種）	
特定理由	地下鉄東西線の剛体電車線支持物は剛体電車線を絶縁・支持している電車線設備である。 本業務は剛体電車線支持物を修繕するものであり、業務の履行にあたっては、電車線設備の施工会社以外のものでは知りえない技術及び知識が必要であることから、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、施工会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号